

## 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金(1世帯/10万円)のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰によって、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)を対象に、国の交付金を活用して、枝幸町から1世帯あたり10万円の給付金を支給します。

また、支給対象世帯の中に18歳以下の子ども(平成17年4月2日以降生まれ)がいる場合は、1人あたり5万円が加算されます。

### 受給世帯の要件 以下の2つを満たしていること!

**要件1**  
枝幸町民  
令和5年12月1日現在、  
住民登録がされている世帯

**要件2**  
均等割のみ課税  
裏面の世帯パターンを  
参照してください。

### 給付金の手続き 基本的に手続き不要!

枝幸町からあらかじめ対象者へ通知を行い、申請等の手続きの簡略化を図るプッシュ型給付の方式をとっておりますので、基本的にほとんどの世帯は手続き不要です。

また、給付金を受け取る口座は、役場に登録されている口座か令和5年8月から北海道が実施した「低所得世帯臨時特別給付金(1世帯12,000円)」を受給した口座への給付を予定しています。

#### ※注意! 次の方は、手続きが必要です!

- ①給付金を受け取る口座を変更する世帯
- ②役場に登録されている口座が無い世帯
- ③令和5年1月2日以降に枝幸町へ転入した方がいる世帯

手続きが必要な方は、  
お忘れなく手続きをするよう  
お願いします。

※手続きの期限は令和6年3月15日(金)【消印有効】です!

※本給付金は特定公的給付に包括指定されているため、北海道より口座情報の提供を受け、対象世帯にスムーズに給付金が支給されるよう事務手続きを行っております。

※支給される10万円の給付金は、税法上非課税所得となるほか、差押禁止の対象に該当します。